

青森県報

第二千三百二十六号

平成十六年
五月十四日
(金曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	（高年齢福祉課）	一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	（同）	二
介護保険法による介護老人福祉施設の指定	（同）	三
知的障害者福祉法による居宅支援事業者の指定	（障害福祉課）	三
児童福祉法による居宅支援事業者の指定	（同）	三
家畜伝染病の発生	（畜産課）	四
基本測量の実施	（監理課）	四
公 告		
肥料登録事項の変更	（食の安全・安心推進室）	四
建設業者の許可の取消し	（青森県土整備事務所）	四
右 同	（十和田県土整備事務所）	五
右 同	（同）	五
人事委員会		
労働基準法別表第一の号別区分の一部改正	（管理課）	五

告 示

示

青森県告示第百四十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業所		指定年月日
			名称	所在地	
社会福祉法人宏仁会	東津軽郡平内町大字小湊字薬師堂六三の二三	通所介護	よりあい処 口広の家	東津軽郡平内町大字口広字川向四 口広沢四六の八	平成 一六・三・三
いかり商事株式会社	弘前市大字境関字西田三四の二	痴呆対応 活介護	グループアップ グループハウス	弘前市大字境関一 亥ノ宮二九の	一六・三・七
株式会社幸友会	西津軽郡鰺ケ沢大字舞戸の六	痴呆対応 活介護	グループあわ せグループ	西津軽郡鰺ケ沢大字南浮田五 金沢街道の九	〃
株式会社三協ホーム	青森市安方二丁目七の三六	痴呆対応 活介護	グループホ イサム・ラフ	青森市佃二丁目 二〇の一八	一六・三・九
有限会社てるてる	青森市大字高田五字川瀬三三四の四	痴呆対応 活介護	グループホ ーテるてる	青森市大字高田 五字川瀬三三四の	〃
社会福祉法人島光会	西津軽郡木造町字千代町三四の四	痴呆対応 活介護	グループホ ーテるてる	弘前市大字大森 二一勝山二七の八	一六・三・四
有限会社クワウド	秋田県能代市字高埜五八の八	痴呆対応 活介護	グループホ ーテるてる	西津軽郡岩崎村 大字沢辺字吉花 一〇二の二七	〃
医療法人鶴豊会	弘前市大字高田一丁目一〇の七	訪問介護	訪問介護 ステーション	弘前市大字桜林 町三の一	〃

公示する。

平成十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	年 指 月 日 定
	名 称	所在地		
社会福祉法人黒石市社会福祉協議会	黒石市大字内町六一の一	黒石市中央在宅介護支援センター	黒石市大字乙大工町三の一	平成 一六・三・二四
社会福祉法人延寿福祉会	上北郡六ヶ所村大字泊字村ノ内五七の七	居宅介護支援事業者尚祐の里	上北郡六ヶ所村大字泊字川原一三九五	一六・三・三〇
株式会社ゆう	上北郡天間林村大字天間館字道ノ上一一八の一	ケアサポートゆう	上北郡天間林村大字天間館字道ノ上一一八の一	〃
有限会社たかや	十和田市大字米田字高谷一一	ケア・ソリューション「たかや」	十和田市西一番町一〇の七六	〃
社会福祉法人八甲田会	十和田市大字相坂字高清水七八の二三二	八甲荘居宅介護支援事業所	十和田市大字相坂字高清水七八の二三二	〃
社会福祉法人弘前豊徳会	弘前市大字大川一〇中桜川一八の一〇	居宅介護支援事業きさら弘前	弘前市大字藤野二丁目六の一	〃
特定非営利活動法人きらきらひかる弘前	弘前市大字藤野二丁目六の一	居宅介護支援事業きこころ	弘前市大字藤野二丁目六の一	〃
社会福祉法人弘前愛成園	弘前市大字豊原一丁目一の三	自由ヶ丘居宅介護支援センター	弘前市大字金属町五の三〇	〃

青森県告示第三百四十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号の規定により、次のとおり介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十二条第一号の規定により公示する。

平成十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	開設の場所	年 指 月 日 定
特別養護老人ホーム八甲荘	十和田市大字相坂字高清水七八の二三二	平成 一六・三・三〇

青森県告示第三百四十九号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、次のとおり知的障害者居宅支援事業を行う者を指定したので、同法第十五条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	名 称	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地	年 指 月 日 定	
	主たる事務所の所在地			
社会福祉法人東北町社会福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一〇	社会福祉法人東北町社会福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一〇	平成 一六・三・一

青森県告示第三百五十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、次のとおり児童居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	児童居宅支援の種類	児童居宅生活支援事業を行う事業所	指定年月日
	名称	所在地			
社会福祉法人 茜育友会	弘前市大字自由ヶ丘四丁目一	弘前市大字自由ヶ丘四丁目一	短期入所事業	ワークラント茜	平成一六・五・一

青森県告示三百五十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

平成十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑別の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨネ病	牛	患畜	一	西津軽郡車力村	平成一六・四・三〇

青森県告示第三百五十二号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量（一等磁気測量）
- 二 作業期間
平成十六年五月二十一日から同年六月二十三日まで
- 三 作業地域
上北郡横浜町

公 告

肥料登録事項の変更

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項の規定により、次のとおり登録事項の変更の届出があつたので、同法第十六条第二項の規定により公告する。

平成十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の住所		変更年月日
			新	旧	
青森県第 四九五号	魚かす粉	片倉チツカ 社	東京都千代田区九段北一丁目一三の五	東京都千代田区大手町一丁目三	平成一六・三・三〇
青森県第 二九九号	魚糞物加工肥料	倉魚片加工肥料	6・0片	6・0片	
青森県第 三〇一号	魚糞物加工肥料	倉魚片加工肥料	9・0片	9・0片	

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 青森県クレーン協同組合
- 二 代表者の氏名 西田 文則

三 主たる営業所の所在地 青森市大字荒川字柴田一〇二の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一三)第一五三八二号

五 取消年月日 平成十六年四月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年七月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 米田建設工業株式会社

二 代表者の氏名 米田 穰

三 主たる営業所の所在地 十和田市東一番町四の三七

四 許可番号 青森県知事許可(特 一三)第八七〇号

五 取消年月日 平成十六年四月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、大工、とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック、舗装、水道施設工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年四月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社三一建設

二 代表者の氏名 古屋敷 俊三

三 主たる営業所の所在地 上北郡天間林村大字榎林字柴館道ノ下八の二二

四 許可番号 青森県知事許可(般 一三)第一六九二二号

五 取消年月日 平成十六年四月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年四月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

人事委員会

人事委員会告示十六第一号

平成十一年六月九日人事委員会告示十一第二号(労働基準法別表第一の号別区分)の一部を次のように改正する。

平成十六年五月十四日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

別表の第十二号の項中「各高等技術専門学校」及び「八戸工科学院」の下に「(同分校を含む。)」を加える。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭